

## 意見書

「川口土地区画整理事業」に係る環境影響評価方法書に関する東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第82条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事  
舛添要一

### 記

#### 第1 対象事業

##### 1 都市計画決定権者の名称、代表者の氏名及び住所

名称：八王子市

代表者の氏名：八王子市長 石森孝志

住所：東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号

##### 2 事業者の名称、代表者の氏名及び住所

名称：川口土地区画整理組合設立準備会

代表者の氏名：会長 一般財団法人八王子市まちづくり公社 理事長 鈴木正之

住所：東京都八王子市大和田町五丁目31番20号

##### 3 対象事業の名称及び種類

名称：川口土地区画整理事業

種類：土地区画整理事業

##### 4 対象事業の位置

住所：八王子市川口町、上川町、美山町及び西寺方町の各一部

## 第2 意見

### 【全般的事項】

本事業は、地域経済の振興や首都圏物流の効率化を目的とし、首都圏中央連絡自動車道の整備効果を活かした立地に、流通・産業拠点の基盤を整備するものである。

本計画地は、「東京都西南部の流通業務施設に関する整備方針」及び「八王子市都市計画マスタープラン」に流通業務施設の選定候補地及び産業拠点に位置付けられており、八王子市川口町、上川町、美山町及び西寺方町の各一部から成る約172haの区域で、現在の主な用途は山林である。

本計画地及びその周辺は、天合峰に続く主尾根を含めた広大な丘陵地となっており、東京都が定める「みどりのフィンガープラン」の対象地域に指定されている。過去の現地調査においては、本計画地や近傍でオオタカの繁殖やトウキョウサンショウウオの生息が確認されるなど、重要な種の生息環境が保全された都内では貴重な自然緑地となっている。

また、本計画地周辺の南側谷部や東側平坦部には、住宅団地や老人福祉施設などが存在することから、本事業は、工事施行中はもとより、工事完了後においても、地域住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがある。

このため、本事業の実施に伴う大規模な土地の造成、道路の築造、法面の設置等により、大気質、騒音、振動、水質、水循環、斜面の安定性、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等など周辺環境への影響が懸念されることから、的確に環境への影響を予測・評価した上で、適切な環境保全のための措置を検討し、これらについて、準備書以降の図書において明らかにすることが重要である。

### 【個別事項】

(大気質、騒音、振動共通)

- 1 計画地周辺の将来交通量は、周辺の開発による影響を受けると考えられることから、交通の集中に伴う大気質・騒音・振動の予測及び評価に当たっては、将来交通量の算定を適切に実施し、その過程を準備書以降の図書において詳細に記載すること。
- 2 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う大気質・騒音・振動を環境影響評価項目として選定しない理由について、工事用車両の台数や運行に伴う環境への影響が不明確なことから、これらを明らかにするとともに、必要に応じて予測・評価すること。

#### (水循環)

- 1 大規模な自然地の改変を伴う事業であることから、水循環に係る予測・評価が適正に行われるよう努めるとともに、必要な環境保全のための措置について、準備書以降の図書において記載すること。
- 2 土地の改変に伴う水循環に与える影響について、土地利用と事業計画の重ね合わせにより予測・評価することとしているが、必要に応じ現地調査を行った上で、降雨流出モデルを用いるなど、可能な限り定量的に予測・評価すること。

#### (動物)

- 1 事業計画地内及び周辺におけるオオタカ等の猛禽類営巣地調査の踏査期間については、猛禽類の造巣に影響を与えないよう、専門家の意見を十分に踏まえた上で、動物の生態に配慮した調査を実施すること。
- 2 水生生物の調査において、サンショウウオ類やホタル類はもとより、環境省版レッドリストのEN（絶滅危惧ⅠB類）に分類されているホトケドジョウについても、必要に応じて専門家の意見を聴取することや、生息適地に係る調査もやや広く調査地域に含めるなど、生息地及び生息環境の的確な把握に努めること。

#### (植物)

環境省版レッドリストのVU（絶滅危惧Ⅱ類）に分類されているキンラン、ヤブムグラ、バアソブ等について、事業計画によっては、移植等の措置が必要となる場合もあることから、必要に応じて専門家の意見を聴取することや、生育適地に係る調査もやや広く調査地域に含めるなど、生育地及び生育環境の的確な把握に努めること。

### 第3 その他

- 1 方法書で示された環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、方法書に係る住民等の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、具体的な事業計画の策定に伴い、新たに調査、予測及び評価が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価準備書において対応すること。

- 2 環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定した場合は、東京都環境影響評価条例第 83 条第 1 項の規定に基づき、その内容を書面により報告すること。